平成２４年（フ）第１２４４号
京都市伏見区竹田七瀬川町360番地５
債務者　前田　克彦
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１０号
京都市伏見区向島丸町４番地７　向島市営住宅８－５棟609号
債務者　林こと　呉　　清子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１１号
京都市右京区西院西貝川町68番地　葛野市営住宅１棟602
債務者　黒木恵美子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５４０号
京都市西京区松尾大利町79番地の７
債務者　伊藤　雅史
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
広島県江田島市大柿町柿浦2220番地１
債務者　岡本　礼教
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１４８号
広島県呉市焼山桜ケ丘３丁目５番８号
債務者　奥川美恵子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１４９号
広島県呉市阿賀北９丁目８番９―410号
債務者　東　　英宣
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１５１号
広島県呉市阿賀北６丁目16番１―403号
債務者　岡村　美保
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２７２号
徳島市一宮町西丁905番地
債務者　近藤美恵子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４６号
徳島市国府町早淵205番地の34、旧住所徳島県海部郡海陽町鞆浦字東町122番地７
債務者　細谷　茂子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８６号
宮崎県延岡市緑ケ丘４丁目８番20号
債務者　清水　裕一
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２５号
沖縄県石垣市字大浜574番地９
債務者　池村　　榮
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第３０号
北海道虻田郡倶知安町北４条東４丁目３番地37・85　望羊団地２号棟208号室
債務者　榎本　栄治
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第７３号
山梨県南都留郡山中湖村山中865番地の895
債務者　高村登久仁
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
長野県松本市石芝３丁目15番Ａ―402号　市営住宅
債務者　金城　梨紗
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２３５号
長野県松本市波田5117番地12
債務者　小林　史江
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１０６４号
堺市南区原山台３丁１番12―505号
債務者　森　　優貴
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１３４号
大阪府富田林市喜志町４丁目５番24号、前住所大阪府富田林市喜志町４丁目６番34号
債務者　杉内　　勝
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係